



# 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS ハーシス) について

\* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

厚生労働省  
健康局  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和2年7月22日

# 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS\*）について

\* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

○新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を  
電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有！

◆現場の保健所職員等の作業をIT化・ワンスオンリー化

（一度入力した情報を別途報告等する必要がなくなる。）

◆スマホ等を通じて患者が健康情報を入力

◆感染者等の状態変化を迅速に把握・対応



感染者等へのサポートの充実・安心

保健所・医療機関等の負担軽減

的確な対策立案のサポート

## 【新システム導入のメリット】

 感染者・濃厚接触者  
【国民】

毎日、電話により健康状態を報告。  
急変時に気づいてもらえないことも。

⇒ スマホ等により、簡単に報告可能に。  
⇒ きめ細かな安否確認を受けられるように。



 医師等

【発生届】手書き、FAXでの届出。

⇒ パソコン・タブレットで入力・報告が可能に。  
※ 保健所がFAXをパソコンに入力する作業も減少。

 保健所  
都道府県・国  
【行政】

電話・メール等により、感染者等の  
情報を報告・共有。  
保健所、都道府県、国が、それぞれ  
感染者等の情報を入力・集計。  
広域的な情報共有が不十分。

⇒ 患者本人や医療機関、保健所等が入力した患者情報が迅速に集計され、都道府県、国まで共有可能に。  
⇒ 入院調整の迅速化や、クラスター対策の効率化が可能に。

## 【スケジュール】

5月15日～ 一部自治体で試行利用開始

5月29日～ 全国で、準備が整った都道府県等・保健所・医療機関から順次利用開始（※）

※ 7月13日現在、116自治体（75%、総数155保健所設置自治体）が利用。

# HER-SYSの趣旨・目的について

- 新型コロナウイルス感染症対策においては、国・都道府県等が感染症法に基づく発生届、積極的疫学調査等のために必要な限度において、新型コロナウイルス感染症の患者等の情報を収集。
- 効果的な感染症対策のためには、迅速に現状を把握し、客観的な指標に基づく対応が必要となるが、これまでは、必ずしも迅速かつ効率的に情報収集・管理ができていない部分があった。  
→ 緊急的な措置として、効率的に患者等のフォローアップを行うことができるよう、HER-SYSを開発・導入。

## 1. 地域レベルでの主な課題

- ① 発生届情報のNESIDへの入力が保健所に集中。
- ② 患者・濃厚接触者の数が増えてきた場合に、保健所での個々の患者等の健康フォローアップに係る事務負担が大きい。
- ③ 発生届受理保健所と居住地管轄保健所が異なる場合など、広域的な連携が必要な場合に、個々に電話等で情報連携。

## 2. 全国レベルでの主な課題

- ① 課題1により迅速な情報収集が難しい場合があり、NESID入力に加えて、他の方法(下記③)で情報収集を補完。
- ② NESIDでは陽性者情報を中心に入力。検査件数等の全体像の把握が難しい。
- ③ 複数の調査(※)を実施しているが、調査項目の中には、本来発生届で把握できる情報も含まれるなど、非効率な部分があり、都道府県等の事務負担となっている可能性。

### 緊急的な措置として HER-SYSを導入

- 関係者がそれぞれ入力し情報共有を図ることでリアルタイムに状況把握。
- 患者等の健康FUも効率的に。
- 情報把握・管理を一元化。
- 国がシステム提供することで、広域的な情報連携が可能。
- 陽性者に加え、疑似症患者や濃厚接触者も対象。

#### ※主な調査

- ・発生届情報のNESIDへの入力: 随時、保健所において入力。
- ・都道府県HPIによる集計: 毎日、厚労省で都道府県HPを確認し集計。新規陽性者数等。
- ・療養状況調査: 都道府県から週毎に報告。PCR検査陽性者数、入院者数、宿泊療養者数、自宅療養者数等。
- ・フォローアップシート: 都道府県・保健所設置市・特別区から随時報告。個別患者情報(重症度等)。
- ・感染リンクの有無に関する調査: 都道府県・保健所設置市・特別区から週毎に報告。感染リンクの有無。

# HER-SYSの利用状況等

## HER-SYS利用状況(7月20日時点)

- アクセスに必要なIDの付与状況: 全155自治体に発行済み
- HER-SYS利用可能自治体数: **122自治体** / 155自治体 (79%)  
未利用自治体数: **33自治体**
- 帰国者・接触者外来等へのID付与状況: 約900機関(7月20日時点)

## スケジュール

5/15～ 試行利用

5/29～ 全国利用開始

8月頃～

5/15～4自治体

5/26～12自治体

自治体意見を踏まえた  
HER-SYS機能の集中的改修

- ・入力項目やインターフェイスの改善
- ・CSV出力機能
- ・広域的な情報連携をしやすい工夫
- ・接触確認アプリとの連携機能の実装など

引き続き意見を踏まえて  
随時改修

一部自治体でのHER-SYSを  
用いた統計情報公表等の  
開始(8月頃～)

利用促進の取組

- 自治体要望への対応(システム改修、運用改善)
- 入力支援(令和2年度第二次補正予算、北九州市での取組等)
- 7月末までの医療機関へのID付与手続を都道府県等に依頼。  
医療関係団体にも周知協力依頼。

未利用自治体との  
調整・移行支援

国が主導しデータクリーニングを実施

順次、過去データ移行

# HER-SYSの主な入力項目

- HER-SYSは、患者(疑似症患者を含む。)及び濃厚接触者に関する情報を把握・管理するためのシステム。
- 医療機関や保健所等の複数の関係者が入力を行うことができ、業務に必要な範囲において、閲覧権限が与えられる。保健所は全ての情報の入力・閲覧が可能。

## 1. 基本情報 主に帰国者・接触者外来等又は保健所が入力

下線は入力必須項目

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所／所在地、連絡先等
- ・ 福祉部門との連携要否
- ・ 高齢者等である同居家族の有無
- ・ 担当保健所、関係保健所

## 2 検査・診断に関する情報 主に帰国者・接触者外来等が入力

- ・ 発病日、症状(発熱、咳等)
- ・ 基礎疾患の有無等
- ・ 検査記録(検体採取日、結果判明日、結果内容等)
- ・ 発生届の情報(※)

## 3 措置等の情報 主に入院医療機関、保健所、患者等本人(健康状態のみ)が入力

- ・ 入退院日、初診日、胸部X線・胸部CTの所見、ICU・人工呼吸器・ECMO利用状況、死亡日
- ・ 現在のステータス(濃厚接触者/入院中/入院中(重症)/宿泊療養中/自宅療養中 等)
- ・ 健康観察情報(日時、体温、咳・鼻水、息苦しさ、全身倦怠感等)
- ・ 緊急搬送先医療機関・かかりつけ医療機関等の名称等

## 4. 積極的疫学調査関連情報 主に保健所が入力

- ・ 行動歴
- ・ 接触者情報
- ・ 感染リンクの有無(※発生届項目)
- ・ 感染経路情報(※発生届項目)

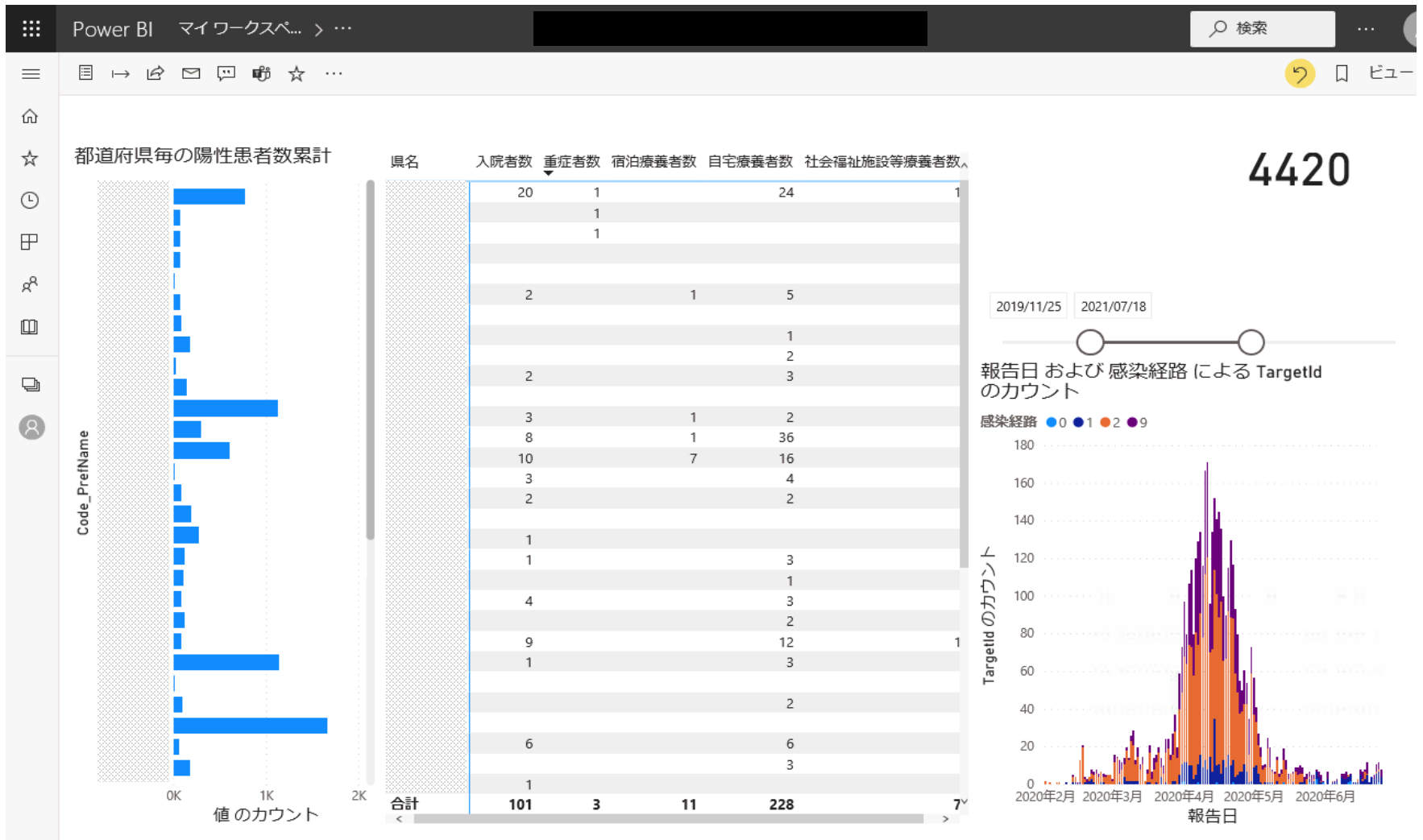
※発生届における主な記載項目

- ・ 患者の氏名等
- ・ 診断分類(確定患者/疑似症等)
- ・ 症状(発熱、咳、肺炎像等)
- ・ 診断方法(検体採取日、結果等)、診断日、発病日
- ・ 感染経路・感染地域
- ・ 届出時点の入院の有無 等





## (参考) Power BIによる集計・分析の例②



○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二（略）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3～6（略）

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3～7（略）

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9～12（略）



(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(検体の採取等)

第十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

2～11 (略)

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 (略)

(入院)

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 (略)

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。g

6・7 (略)

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4～8 (略)

## ○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表省略）